

リゾートホテルに面する海浜の維持管理に関する研究

—沖縄県のホテル事業者を対象としたヒアリング調査—

A Study on the Maintenance and Management of Beaches Adjacent to Resort Hotels

—Hearing Survey for Hotel Operators in Okinawa Prefecture—

○安里太希<sup>1</sup>, 寺口敬秀<sup>2</sup>, 桜井慎一<sup>2</sup>, 杉田祐将<sup>3</sup>

\*Taiki Asato<sup>1</sup>, Takahide Terakuchi<sup>2</sup>, Shin-ichi Sakurai<sup>2</sup>, Yusuke Sugita<sup>3</sup>

Beaches are designated as national land managed and cleaned by local governments, but maintenance is often inadequate. In Okinawa Prefecture particularly, nearby hotel operators voluntarily conduct cleanup activities to preserve the environment. However, Okinawa Prefecture does not permit charging fees for beach use under its ordinances, making it difficult to secure funding. Meanwhile, many recent cases have introduced purpose-specific taxes like bathing taxes and mountain entrance fees, as well as cooperation fees. Therefore, this study aims to clarify specific collection methods and challenges. As a result, opinions were raised suggesting that Okinawa Prefecture needs systems such as an island entry tax or an accommodation tax.

1. 研究背景および目的

海浜は国有地として自治体が管理・清掃を行うこととされているが、手が行き届いていないのが現状である。特に沖縄県のようなリゾート地においては、環境を維持するために近隣のホテル事業者が自主的に清掃活動を実施している。早川<sup>[1]</sup>は国や地方の財源が厳しくなる中で、事業者の負担を軽減するためには、受益者負担の導入などの手法を考えていき、必要に応じて有料化が可能となるよう制度を改めるべきだと提唱している。しかし現状、料金徴収については、入湯税や入山料といった目的税や協力を導入されている事例は多いが、海浜の利用に際しての料金徴収は認められていない。これに対して、筆者らの先行研究<sup>[2]</sup>では、ホテル事業が自主的に海浜の維持管理を行い、人材面や費用面で大きな負担となっていることや、今後の海浜管理において、自治体からの補助制度の充実化や利用者から一律に料金を徴収する制度の導入を求める意見があることを明らかにした。

そこで本研究では、海浜利用に対する、一律に料金を徴収する制度を導入する際の徴収方法や課題点を明らかにし、今後の海浜管理に向けた知見を得ることを目的としている。

2. 研究方法

筆者らの先行研究において、利用者からの料金を徴収する制度を望んでいることを確認したホテル事業者5か所および既に海浜の維持管理費用を徴収しているホテル事業者2か所、計7か所に対して対面およびzoomでのヒアリング調査を行った(表1, 図1)。調査結果を表2に示す。

表 1. 調査概要

調査方法	対面または zoom によるヒアリング調査
調査対象	海浜に面しているホテルのうち料金を徴収する制度を望むホテル事業者5ヶ所および既に利用者から料金を徴収しているホテル事業者2か所 計7か所
調査期間	2025年9月13日～9月21日
調査内容	・自治体からの補助の有無 ・利用者から料金を徴収する制度導入時の具体的な徴収方法や課題点 ・税金や協力金に頼らない新たな制度の検討 計7項目

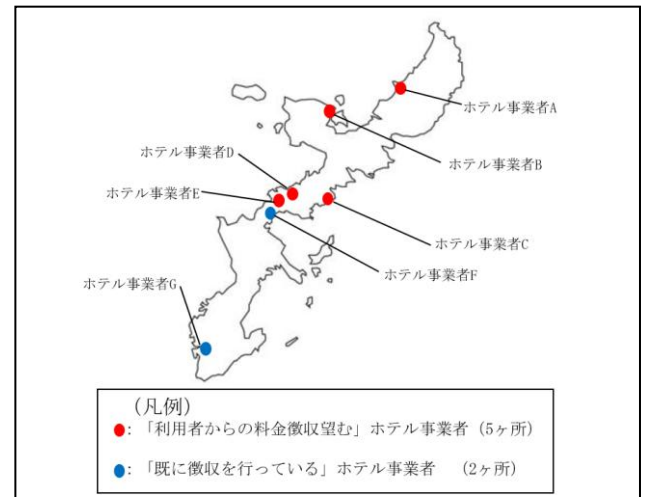


図 1. 調査対象

3. 調査結果および考察

3.1 利用者からの料金徴収を望む理由

自治体からの補助ではなく利用者からの徴収を望む理由について質問を行ったところ、自治体からの補助等がないため「海浜を利用する海浜利用者や宿泊者からの料金徴収を望む」という意見が多く見受けられた。また、ホテル事業者C(宜野座村)は、「海外や離島では、環境を維持するために料金を徴収する事は、定着

1: 日大理工・学部・海建 2: 日大理工・教員・海建 3: 日大理工・院(前)・海建

表2. 「料金徴収制度を望む」または「既に海浜の維持管理費用の徴収を行っている」ホテル事業者

	ホテル事業者A (国頭村)	ホテル事業者B (今帰仁村)	ホテル事業者C (宜野座村)	ホテル事業者D (恩納村)	ホテル事業者E (恩納村)	ホテル事業者F (金武町)	ホテル事業者G (糸満市)
徴収を望む理由	・自治体からの補助がない為	・自治体からの補助がない為	・海外や離島での事例があるため	・実際に徴収を行っている	—	・理解のある利用者からの徴収	—
自治体の補助	・特になし	・特になし	・ビーチクリーン	・特になし	・特になし	・特になし	・特になし
ボランティアの補助	・特になし	・特になし	・特になし	・特になし	・特になし	・特になし	・ビーチクリーン
維持管理費の徴収料金とその理由	・利用者の負担にならない300円	・利用者の負担にならない100円	・利用者の負担にならない100円	・利用者の負担にならない100円	・実際に300円の徴収を行っている	・客数や年間費用を考慮し500円	・100円で賄えることができる
徴収主体	・沖縄のホテルが一律で宿泊者から徴収を行う	・海浜利用者	・宿泊者	・海浜利用者	・一律に沖縄県が外部からくる観光客からの徴収	・一律に沖縄県が外部からくる観光客からの徴収	・宿泊者 ・一律に沖縄県が外部からくる観光客からの徴収
主な課題	・利用者のイメージダウン	・入り口が一つではないため徴収が難しい	・県のシステム構築費	・利用者のイメージダウン	・徴収対象の基準	・利用者のイメージダウン	・徴収対象の基準
事業者からの意見	・特になし, 税金を導入する	・特になし, 税金を導入する	・特になし, 税金を導入する	・利用者のマナー向上	・利用者のマナーや教育	・ゴミ箱や監視カメラの設置	・企業誘致 ・宿泊者が利用の際に上乘せする

してきているため利用者からの料金徴収を望む」との意見があった。

### 3.2 自治体やボランティア団体からの補助

過去に自治体やボランティア団体からの補助等を受けていたか質問を行ったところ、全てのホテル事業者が「費用面の補助制度はなく、受けたことがない」と回答していた。ホテル事業者C(宜野座村)は、「村主体でのビーチクリーンイベントがあり地元の住民やボランティア団体と一緒に海浜清掃を行った経験がある」とのことであった。また、ホテル事業者G(糸満市)は、毎月一回市民ボランティア団体と共に清掃を行っていた。

### 3.3 料金徴収を行う際の金額設定理由や妥当性

筆者らの先行研究において利用者から徴収を行う場合、適切な料金として大人一人当たり100~300円という金額が多かった。その金額の設定理由や妥当性について尋ねたところ、「利用者の負担にならない金額」という理由で100~300円程度という金額設定が多かった。また、その金額を利用者から徴収することで海浜の維持管理に掛かる費用を賄うことができるか、という質問を行ったところ、3か所のホテル事業者は賄えないとのことであった。ホテル事業者A(国頭村)は、「年間で約2200万円を海浜の維持管理費用に充てており、年間約13万人がホテルを利用するが海浜利用者からの徴収に限定すると、一人当たり300円を徴収するだけでは海浜の維持管理費用を賄うことは難しい」という意見が挙げられた。

### 3.4 維持管理費用を徴収する際の徴収対象と課題

海浜の維持管理費用を徴収する際の徴収主体や課題点を聞いたところ、一部のホテル事業者は海浜利用者からの徴収との回答があったが、多くのホテル事業者は宿泊者からの徴収が適切という意見があった。課題として、海浜利用者からの徴収を望むホテル事業者の意見では、「宿泊のみの利用者からも海浜の維持管理費

用の徴収を行うと公平性が保たれない」という意見があった。宿泊者からの徴収を望むホテル事業者の意見としては、「海浜利用者からの徴収を行うと、海水浴期間以外の財源確保が十分に望めず一人当たりの徴収金額が高額になってしまうため宿泊者からの徴収を望む」という意見が挙げられた。

また、海外や離島では、入域する際に料金を徴収するという入島税が導入されているため、「沖縄県に入域する際に環境維持費を徴収する入島税のような制度が必要」という意見が挙げられた。一方で、このような制度では、「支払い対象者をどの範囲に設定するか、特に沖縄県在住者を含むか否かについては、よく検討する必要がある」という意見が見受けられた。

### 3.5 事業者からの意見

ホテル事業者G(糸満市)は、「海浜に対してネーミングライツのような形でスポンサー企業を誘致することで数年間、毎年まとまった金額を得ることが可能となる。そのため、利用者からの料金徴収を行うことなく海浜の維持管理費用を確保することができる。また、企業側は、海浜に投資を行い、環境維持に取り組むことで企業のイメージアップに繋がる」という意見が挙げられた。

### 3.6 総括

本調査で得られた知見を以下に示す。

- ①料金設定の理由としては、「利用者の負担にならない金額」という意見が多かった。
- ②徴収主体では、徴収期間が限られている海浜利用者ではなく、宿泊者や入域者に対して沖縄県が一律に料金徴収を行うことが適切という意見が多く得られた。

#### 【参考文献】

- [1]早川伸二: ビーチの観光活用における維持管理費用の負担のあり方について—沖縄のプライベート・ビーチ調査からの考察—, 一般財団法人運輸政策研究所, 14巻4号, pp.024-029, 2012.1
- [2]安里太希, 寺口敬秀, 桜井慎一, 杉田祐将: ホテルに隣接海浜の維持管理に関する研究—沖縄県を対象とした調査—, 日本建築学会大会学術講演会梗概集(九州), pp.53-54, 2025.9